

## 国民年金保険料の一部免除を受けたときは 残りの保険料の納付を忘れずに

### ●保険料の一部免除とは

国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得が一定額以下の場合、申請して承認されると納付が免除される制度があります。免除額には、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除の4種類があります。このうち全額免除以外は免除を受けた保険料の残りの保険料、つまり免除されていない保険料を納めなければなりません。この保険料の納付を怠ると免除が承認されていても、「保険料未納期間」となってしまいますのでご注意ください。

#### 【4分の3免除】

毎月の保険料の4分の3を免除。令和2年度の場合は、月額12,400円が免除され、残りの4,140円を納付しなければなりません。

#### 【半額免除】

毎月の保険料の半額を免除。令和2年度の場合は、月額8,270円が免除され、残りの8,270円を納付しなければなりません。

#### 【4分の1免除】

毎月の保険料の4分の1を免除。令和2年度の場合は、月額4,130円が免除され、残りの12,410円を納付しなければなりません。

### ●保険料の納期限

国民年金の保険料には納期限があります。毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければなりません。

また、2年を経過すると時効により保険料を納めることができなくなります。保険料の未納期間が続くと、将来受け取る年金の額が減額になったり、受け取ることができなくなったりすることがあります。保険料は納期限までに納付しましょう。

▶問い合わせ先=宇都宮西年金事務 ☎028(622)4281  
住民課 国保年金係 ☎569134

## ポリファーマシーについて ～たくさんの薬を服用していませんか?～

### ●ポリファーマシーとは

たくさんの薬を服用することにより、副作用や体調に好ましくない影響を起こすことをポリファーマシーといいます。高齢者では、処方される薬が6つ以上になると、ふらつき、めまい、物忘れ、食欲低下等の副作用を起こす人が増えることが分かっています。

### ●気になる症状があるときは

気になる症状があっても、勝手に薬を止めたり、減らしたりすることはよくありません。必ず、医師や薬剤師に相談しましょう。

### ●お薬手帳は1冊にまとめましょう

お薬手帳は、同時に複数の医療機関や薬局を利用している場合でも、1冊にまとめましょう。医師や薬剤師が現在の服薬状況を把握することができ、薬の重複や飲み合わせなどもチェックすることができます。

▶問い合わせ先=住民課 国保年金係 ☎569134

# 医療費控除の確定申告について

申告する方やその方と生計を一にする配偶者やその他の親族のために、令和2年中に支払った医療費がある場合は、次のとおり計算した金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{令和2年に} \\ \text{支払った} \\ \text{医療費の総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left\{ \begin{array}{l} 10万円 \\ \text{所得の合計額が} \\ \text{200万円までの} \\ \text{方は所得の合計} \\ \text{額の5\%} \end{array} \right\} = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)}$$

※医療費控除は税の負担を軽くするためのもので、支払った医療費等が還付されるものではありません。

## ●必要な書類等

### ・医療費控除の明細書

医療費の領収書を「医療を受けた方」「医療機関(薬局)」「支払医療費」の順に整理・計算し、記入したもの。

※平成29年分の確定申告から医療費の領収書の添付又は提示は不要となりました。ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限から5年間税務署から領収書の提示又は提出を求められる場合がありますので、ご自宅等で保存する必要があります。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合は、医療費通知(注)を添付することによって明細書の記載を簡略化することができます。ただし、医療費通知に記載がない月については、領収書をもとに医療費控除の明細書を作成してください。

(注)医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名
- ②療養を受けた年月、療養を受けた方、療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、被保険者等が支払った医療費の額、保険者等の名称  
(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

## ●対象とならない医療費の例

- ・予防接種費用
  - ・人間ドックなどの健康診断のための費用
  - ・健康増進や疾病予防のための医薬品や健康食品の購入費用
  - ・美容整形手術費用
  - ・自己の都合で希望する特別室への差額ベッド代
  - ・入院中の身の回りの品
  - ・自家用車で通院した際のガソリン代や駐車料金
- ※令和元年以前の申告をする方は、税務署に申告してください。



▶ 問い合わせ先 = 税務課 住民税係 ☎ 669 1 2 2

暮らしを豊かに、新たなステージへ。

## 日産リーフ e+

心おぼなくロングドライブを楽しめる。  
日産リーフ e+  
62kWhバッテリー搭載車  
一充電走行距離(国土交通省審査値)  
458km  
570km



NISSAN 栃木日産 上三川店 TEL 0285-56-7723

相続対策【遺言・遺産承継】 認知症対策【後見・家族信託】  
無料・出張相談にも応じます。



司法書士  
ゆい総合法律事務所

上三川町しらさぎ1-25-7 TEL:0285-37-9742 上三川 司法書士

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館又は、イベントを中止することがありますのでご理解願います。